修学貸付　記入例

（表面）

借　入　状　況　等　申　告　書

1．借入状況

1．全てについて、必ず「有」「無」どちらかに〇をつけてください。

※他の金融機関等からの借入状況の有無について、必ずどちらかに〇印をしてください。

住宅金融支援機構	有・(無)	銀　行	(有)・無	その他公庫	有・(無)	労働金庫	有・(無)
信用金庫	有・(無)	信用組合	有・(無)	消費者金融	有・(無)	信販会社	有・(無)
地方公共団体による住宅融資等	有・(無)	互助会	有・(無)	個　人	有・(無)	その他	有・(無)

※上記で「有」に〇印したものについて、以下に記入してください。

他の金融機関等からの借入状況記載欄

借入先	既借入分 借入日	既借入分 借入額（万円）	既借入分 現在の残高（円）	既借入分 毎月の償還額（円）	既借入分 ボーナスの償還額（円）	新規借入分 借入日	新規借入分 借入額（万円）	新規借入分 毎月の償還額（円）	新規借入分 ボーナスの償還額（円）
〇〇銀行	H22. 1. 1	2, 500	21, 670, 840	54, 231	90, 759				
計				(A) 54, 231	(F) 90, 759			(B)	(G)

賞与分の記載漏れにご注意ください。

また、償還予定の書類によっては、毎月の分と合算して賞与額が入っている場合がありますので「ボーナスの償還額（円）」には賞与分のみを記載してください。

今回の修学貸付が償還据置し、かつ同一の子（同一学校）の既修学貸付も据置している場合は、据置している既修学分と今回修学分を合算した額での借入額及び償還額を「新規借入分」として記入してください。
　また、据置期間中であっても、元本分の償還を行っているものとして記入してください。

共済組合からの借入状況記入欄

貸付種類	既借入分 借入日	既借入分 借入額（万円）	既借入分 現在の残高（円）	既借入分 毎月の償還額（円）	既借入分 ボーナスの償還額（円）	新規借入分 借入日	新規借入分 借入額（万円）	新規借入分 毎月の償還額（円）	新規借入分 ボーナスの償還額（円）
住宅貸付	H22. 1. 30	500	3, 628, 810	11, 417	68, 617				
修学貸付						R3. 3. 30	220	15, 674	31, 293
計				(C) 11, 417	(H) 68, 617			(D) 15, 674	(I) 31, 293

貸付を受ける月の末営業日の前営業日です。

毎月の償還額（A）＋（B）＋（C）＋（D）＝	81, 322	円（E）
ボーナス償還額（F）＋（G）＋（H）＋（I）＝	190, 669	円（J）

2．給料月額に対する毎月の償還額の割合

毎月の償還額（E）	給料月額（K）	貸付申込月の正規勤務時間（X）＊	貸付申込月の休業予定時間（Y）＊	割合〔E÷(K×(1−(Y÷X)))×100〕
81, 322 円	388, 300 円	時間	時間	20. 94%

＊貸付申込月の正規勤務時間（X）及び貸付申込月の休業予定時間（Y）は、部分休業中の場合に記入してください。

※給料
※部分

部分休業等により給料が減額されている場合は、記入してください。

小数点第2位まで記載してください。（第3位以下切捨）
この欄が30%を超えると申込みできません。

3．年収額に対する年間償還額の割合

年間償還額｛E×12 ＋ J×2｝（L）	年収額｛K×12 ＋ K×4｝（M）	割合〔L÷（M×(1−(Y÷X)))×100〕
1, 357, 202 円	6, 212, 800 円	21. 84%

※年収額(M)に対する年間償還額(L)の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。
※部分休業中の場合は、減額後の年収額(M×(1−Y/X))に対する年間償還額(L)の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。

私の借入状況は上記事実に相違ないことを申告し、以下の事項について同意します。
1．この申告について、所属所長が確認すること。
2．裏面の記入上の注意を確認し、これに従うこと。
3．この申告と相違する場合は、共済組合の即時償還命令に従

※共済組合での訂正はできませんので、誤記入の場合は、差し替えとなります。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
栃木県市町村職員共済組合理事長　様

押印する場合は、実印としてください。

所属所・職名　〇〇〇市役所　副主幹
組合員等記号番号　〇〇〇－〇〇〇〇
申込人氏名　共済　太郎　㊞
※申込人自ら署名する場合は、押印は不要です。

（裏面）

記　入　上　の　注　意

①　申込人は、１．～３．の状況についてすべて記載してください。

②　１．「借入状況」中、他の金融機関等からの借入状況記入欄の既借入分については、申込日現在において他の金融機関等から借入れをしているすべてのものについて記入してください。
　また、同中、他の金融機関等からの借入状況記入欄の新規借入分については、今回の共済組合貸付と同一事由により、住宅金融支援機構、銀行等から借入れを行うすべてのものについて記入してください。

③　他の金融機関等から既に借り入れている場合又は新規借入をする場合は、申込日の属する月の弁済額が確認できる書類（融資決定通知書、償還表等）の写しを添付してください。
　また、以前に共済組合から貸付けを受けたときに申告した他の金融機関等からの借入れが完済した場合は、その完済がわかる書類（完済証明、登記簿謄本（乙区欄）等）の写しを添付してください。

④　１．「借入状況」中、共済組合からの借入状況記入欄の毎月の償還額については、早見表による金額を記入してください。

⑤　申込人が連帯債務を負っている借入金がある場合又は申込人が連帯債務者として新規の借入れを行う場合も、この「借入状況」に記入してください。
　この場合は、申込人が実際に支払う額にかかわらず、債権者に支払うべき毎月の返済額の１／２及びボーナス時の返済額の１／２の金額をそれぞれ「毎月の償還額」及び「ボーナスの償還額」として記入してください。
（連帯債務者が３人以上いる場合も、債権者に支払うべき額の１／２を記入してください。）

⑥　２．「給料月額に対する毎月の償還額の割合」中、当月の正規勤務時間（X)及び当月の休業予定時間（Y)は、育児短時間勤務、育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業その他病気休暇等により条例の規定に基づき給料の一部が減額されている場合に記入してください。

⑦　２．「給料月額に対する毎月の償還額の割合」について、給料月額（部分休業等により減額されている場合には減額後の給料月額）に対する毎月の償還額の割合が３０％を超えている場合には、貸付けを行いません。

⑧　３．「年収額に対する年間償還額の割合」について、年収額に対する年間償還額の割合が３０％を超えている場合には、貸付けを行いません。
　また、年間償還額は、毎月の償還額の１２倍にボーナスの償還額の２倍を加えた額としてください。
　年収額は、給料月額（部分休業等により減額されている場合には減額後の給料月額）の１２倍にボーナスの額（実支給額にかかわらず給料月額（部分休業等により減額されている場合には減額後の給料月額）の４倍）を加えた額として記入してください。

⑨　給料の全部の支給が停止されているとき又は懲戒処分により給料の一部の支給が停止されているときは、貸付けを行いません。

⑩　給与の差押を受けている間は、貸付けを行いません。

⑪　必要に応じてその他確認資料の提出を求めることがあります。